国民保護に関する調布市の取組

1. 国民保護, 国民保護法とは

- ○国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命・身体・財産を保護することであり、「避難」「救援」「被害の最小化」が、国 民保護における三つの柱とされています。
- ○国民保護の具体的な内容や国、地方自治体などの責務について規定しているのが「国民保護法」です

2.調布市国民保護計画

- ○国民保護計画は、国民保護法に基づき武力攻撃や大規模テロ等に際して、迅速かつ的確にみなさんを保護するために予め作成する計画で,調布市は平成 19年に策定し,平成30年に計画の変更を行っています。
 - 総論 市の責務、基本方針及び対象とする武力攻撃事態や緊急対処事態などについて定めています。
 - 2. 平素からの備え 市の組織・体制の整備、避難、救援及び訓練、市民等との協力関係の構築など、平時の必要な備えについて定めています。
 - 3. 武力攻撃事態等への対処 武力攻撃事態等が発生した際に実施する警報の内容の伝達、避難の指示の伝達、避難住民の誘導及び避難施設での救援などの措置について定めています。
 - 4. 復旧等 武力攻撃事態等が発生した際に実施する生活基盤等の確保のための避難住民等の生活安定措置や応急復旧措置について定めています。
 - 5. 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処 緊急対処事態への対処及び想定する緊急対処事態を定めています。

3.国や都,調布市の動き

- ○国は、令和3年度から令和7年度末までを集中的な取組期間として、緊急 一時避難施設の指定を推進
- 〇都は、国の方針を受け、指定避難所の拡充や市区町村における避難実施要領パターンの作成を推進 「————
- ○令和4年度に緊急一時避難施設を追加指定【資料4】

国民保護ポータルサイト



4. 避難実施要領パターンの作成

(国民保護法第61条第1項)

市町村長は、当該市町村の住民に対して避難の指示があったときは、その 国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、 直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

- ☞実際は、避難の指示があった後に計画を定めることは、事実上困難。 予め、「避難実施要領パターン」を作成しておく必要がある。
- ○市は、令和元年度に「集客施設等への攻撃」、令和5年度に「弾道ミサイル」の避難実施要領パターンを作成。今後、関係機関と調整。